

第409回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和7年10月31日（金）午後2時から
- 2 場所 倉吉シティホテル3F マーガレット
- 3 出席者 委員 : 灘本会長、湯口委員、中村委員、山根委員、井本委員
近廻委員、永田委員、佐々木委員、田中委員、網師野委員（欠席）
鳥取県：水産振興局 氏局長
境港水産事務所 高橋水産技師（欠席）
漁業調整課 太田課長補佐、野々村係長
事務局：臼田事務局長（県漁業調整課長兼任）
清家次長（県漁業調整課課長補佐兼任）
田中書記（県漁業調整課係長兼任）
橋本書記（県漁業調整課主事兼任）

4 傍聴者 1名

5 議事

- （1）県外者に対する令和8年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の許可取扱方針について（協議）
- （2）県外者に対する小型いかつり漁業の新規の許可等に係る制限措置等について（諮問）
- （3）全国漁業調整員会連合会日本海ブロック会議について（報告）
- （4）鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する経過について（報告）

6 その他

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、近廻委員及び井本委員を指名した。

議 事 1 県外者に対する令和8年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の許可取扱方針について（協議）

〔原案に同意する旨決議された。〕

橋本書記が資料1に沿って説明した。

〔灘本会長〕何か御意見ありませんでしょうか。では、原案に同意するということでよろしいですかね。

〔各委員〕はい。

〔灘本会長〕では、同意するということで。

議 事 2 県外者に対する小型いかつり漁業の新規の許可等に係る制限措置等について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

水産振興局 氏局長による諮問文読み上げの後、橋本書記が資料2に沿って説明した。

〔灘本会長〕今、諮問されましたけど、皆さん、何か質問とか、御意見ありませんでしょうか。

ないようですので、皆さん同意ということで答申します。

〔橋本書記〕はい。ありがとうございます。

議 事 3 全国漁業調整員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

臼田事務局長が資料3に沿って説明した。

〔灘本会長〕御苦労さまです。皆さん、御質問とか、意見とかないでしょうか。ありませんか。ないようですので。

議 事 4 鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する経過について（報告）

漁業調整課 太田課長補佐が資料4に沿って説明した。

〔灘本会長〕単純に考えとったな。結構難しいもんですね。

〔太田課長補佐〕そう、そう。蓋開けてみたら、そうだったんです。

〔灘本会長〕皆さん、ちょっと御意見を聞きたいと思います。学識委員の近廻委員、何か。

〔近廻委員〕はい。

〔灘本会長〕お願いします。

〔近廻委員〕はい。近廻です。今ちょっと、後ろのほうの資料も読み切れない状態なんですけど、本当に様々な意見があるなと思いました。そして、しっかりと議論してからですね、今後の対応策、今上げていただきましたけども、決めていったほうがいいなと思います。議論を行うための基礎データっていうのが必要になってくると思うんですけども、県内で、「やす」による採捕を行う人は何人ぐらいいるのかとか、どのような場所で、その「やす」のようなが入っているのかとか、そういう実態をですね、把握しておくことが必要ではないかと考えます。

〔灘本会長〕ありがとうございます。では、中立委員の永田委員さん。

〔永田委員〕はい。

〔灘本会長〕お願いします。

〔永田委員〕はい。海にですね、やっぱりこれ、漁業者にとって、とても生活をしていく上で大切なものだと思うんですけども、やはりこの意見で書かれているとおり、海っていうのは、誰でも入る権利があるっていう部分は、やはりありますので、レジャーを楽しんでおられたり、お子さんの遊ぶ場であったり、様々な場所だと思います。なので、まずは、ちょっと海を利用される方々の意見を、双方しっかり意見を聴いていただいて、方針というか、じっくり議論をされたほうがいいのかと思います。以上です。

〔灘本会長〕ありがとうございます。遊漁と漁業やってる山根さん、どうですかね。

〔山根委員〕はい。遊漁者が来ることで、幾らか地域にお金が落ちるようなこともあると思うので、「やす」による遊漁者全てを浜から遠ざけるようなことまでなってしまうと、あれなので、でも、漁業者としては、潜水漁業者からは、見ず知らずの人が磯で潜っていると、密漁の不安があるとよく聞いたりするんで、「やす」での遊漁に関しては、何らかの規制を設けることが必要なかなあと思います。

〔灘本会長〕ありがとうございます。なら、井本委員さん。

〔井本委員〕はい。

〔灘本会長〕お願いします。

〔井本委員〕私、かろいちが職場なんですけど、海水浴場が近くにあって、夏場になると、観光客の方が、中でも、海に入るお客さんがすごく増えるんですけども、おいしいものを食べたっていうことだったりとか、あと、自分の子どもに自然体験させてやりたいんだという声が多く聞かれたりしているので、やっぱり全面的に禁止をするっていうと、意見書にもあるように、こういう機会を奪うことにもなると思うので、やっぱりじっくり、ちょっとやり方については、しっかり議論したほうがよいんじゃないかなと思います。

〔灘本会長〕ありがとうございます。自分らも、子どもの頃はやってたんでね、魚突いて、モズとか突いて、焼いて食ったりしとったほうなんで。止めるのは、結局は、その事故ですね、一番は、もう本当に命がなくなることだけねえ。お互いが、どうかな、いいことはないと思うんで、何かの、その場所を決めるとか、何かやった方がいいとは思いますが、この事故があったことをきっかけにね。けど、これだけいろんな意見が出たら、もうちょっと検討の余地があるんじゃないかと思う。事務局さんで、しっかりまとめてもらったら助かると思います。

〔太田課長補佐〕はい。ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございました。やはり、皆さんのおっしゃるところがもっともなところだと思いますので、改めて、この意見書の、これ自体を海区のホームページのほうでも示させていただいて、いろんな方に見ていただくとともに、来月の後半ぐらいに、意見交換会みたいなものをちょっと開かせていただこうと思います。改めて、そこで御意見をいただくとともに、今回皆さんで御議論いただいたり、やっぱり、こう慎重に物事を進めていくっていう方針のほうが、多分正しいと思いますので、

そこら辺のお話をさせてもらうとともに、途中の段階で、届出を事前に出して、「やす」をやることに関しては、結構了解が得られたところもあるので、その練習がてら、任意に届出を出してもらうという形で、実態を把握する。要は何人の方が、こういったところで、どの季節に入られるっていうことを把握させていただいて、例えば、岩美町とか、そこら辺主体のところに集中的に、こういう「やす」をする人があれば、要は、そのローカル的なルールで全然問題ありませんし、範囲であったりとか、時期であったりとか、方向であったりとか、こういったものを、ちょっと1年ぐらいは少なくとも調査をさせて、実態調査みたいなことをさせていただいて、その後に、こういったやり方で、安全を、やはり、この、どちらかというと、操業というよりは、双方の安全ですね、を確保できるかということに重点を置いたことで、やり方を検討していきたいと思いますので、またこの場を借りて、方向とか、新たな動きがございましたら、御報告させていただきたいと思います。

〔灘本会長〕うちのところの素潜りでやっとなる人とかに聞いてみるんですけど、うちの辺では、まだ、その、よそから来て、「やす」は見たことがないって言うんで、結局、現実性がないんですね、うん。

〔太田課長補佐〕そう、そうなんです。岩美町がやっぱり多いみたいなんですね。兵庫県が、「やす」自体が使えない、遊漁で、「やす」が使えないという県なので、その影響もあって、一番隣接してる岩美町に、県外の方含め、多くの方が行かれているような実態があるみたいです。ですので、そこら辺のこともしっかり把握していったら、要は、あまりトラブルになってないような方々まで規制するっていうことは必要ないことなので、実際に問題があるところ、そういったところに、重点的にケアできるような形で検討できたらなというふうに思っておりますので、またちょっと方向修正させていただいて、どちらも、要は漁業者のほうも、やはり密漁と疑われる行為はやめてほしいという意見も、もう絶対ありますので、そこも踏まえながら、お互いがどう納得する形で、楽しめたりとか、商売ができるかっていうことを考えていきたいと思います。ありがとうございました。

〔灘本会長〕では。

〔佐々木委員〕場所をね。ある程度決めたほうがいいのかもしれん。ここは駄目だとか、いいとかね。

〔灘本会長〕テリトリーをね。その、このところはいいですよとかいうね。

〔佐々木委員〕何十年か前だったけど、美保関の灯台の裏側で、二十歳になってない子どもが、家を助けるために、魚突きで生計立てとったって。夕方になっても帰ってこんけん、探してみたら、サザエ網に。

〔灘本会長〕引っかかっている。

〔佐々木委員〕うん、引っかかっちゃうって。ふだん潜らんとこまで行ったみたいで、そういうのもある。

〔太田課長補佐〕やっぱり、だから、安全面を考えたら、ある程度のルールというものは大事だと思うので、ちなみに、その届出を出してもらうところにも、ルールみたいなのを書こうと思ってるんです。御氏名であったりとか、連絡先以外のところに、こういったところが危険だ

よとかいうようなことも書かせていただいて、それも出してもらうことで周知を図る、プラスアルファとして、我々の県のホームページに、例えば動画とかをつくったりとか、何とかしながら、この「やす」っていうものも安全に遊べるような形のルールを御提示させていただいて、それでもやっぱり守れないようなことがあれば、何かしらの縛りをつけるっていうような段階を踏むような形で検討できたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔灘本会長〕じゃあ、事務局、面倒ですが、よろしくお願いします。

〔佐々木委員〕もう一つええですか。

〔灘本会長〕はい。

〔佐々木委員〕今、鳥取県、担い手事業で船を持たせてもらってると。そういう新規で事業がありました。

〔太田課長補佐〕はい。

〔灘本会長〕ああ。

〔佐々木委員〕その分です、今ローンが、あれ、10年とか15年返済で。

〔太田課長補佐〕ああ、15年ですね、うん。

〔佐々木委員〕自分の、漁師の人になるんですよね、物がね、船。そして、その返済が終わってから、遊漁船を今やってる人が、今2隻ぐらい、境港おって、それで、あとは、船を造らせてもらったんだけど、1年間に1回、もう、例えば刺網だったり、底びきだったら、底びきをしてないのに、まだローンも残っとるのにね、今から遊漁をするみたいな姿勢を取っとる船が、今何隻かおってですね、その一部の遊漁の者と話もしましたし、何人かの漁師とも話をさせてもらったんだけど、何らかの規則をつくったほうがいいんじゃないかなって、早期にね。結局、3,000万円近い船を造ってもらっとるだんね。それを、例えば、底びきだったら、3,000万円する船を、10年か15年でローンを払って、それが3分の1でしょ、漁師が払うの。その返済は、ナマコ獲ったりなのか、サザエ獲ったりなのか、それで返済はするけど、底びき自体をしてないとかね、年に1回も。そんなもんに、遊漁をやりますとか言われて、遊漁させるかっていうことですよ。それで、今から担い手事業で造る船の人には、法律がちょっと変わりましたが、指導したりできるように。でも、今まで造った人はできんですよ。そこを早めに示してやらんと、遊漁をしてからでは遅いでしょう。だけん、何とか規則をね、つくってやらんと。その船は造ってもらったけど、魚釣り用。

〔灘本会長〕指示が、結局その。

〔佐々木委員〕そう、そう。

〔灘本会長〕自己資金でやるなら、何にも問題がないけども、国のとか県のね、制度のお金を使って、漁業者のためのお金を使って造った船で、漁じゃなしに、遊漁のほうだけをするというのはいかがなものかということです。

〔佐々木委員〕うん。

〔灘本会長〕だけえ、季節的に、その遊漁を、夏場だけ遊漁をして、冬場とかは、もう網とか、自分の漁で一生懸命やるのは、何か、はたから見るとおかしいなって思っても、これはいいと

は思う。だけど、全面的に、それでやるというのは、ちょっとそのお金を借りるほうの趣旨が違うかなって、借りたい人はいっぱいおると思うんです。

〔中村委員〕結局、遊漁しとるけど。

〔佐々木委員〕漁師になりたい方は。

〔灘本会長〕ねえ。

〔中村委員、山根委員〕借り方を知らん。

〔佐々木委員〕でも、なれない。

〔灘本会長〕漁があるならええだけど、漁がないから、もう生きていくためには、もう。

〔中村委員〕そうだら、そう。

〔灘本会長〕目の前のその遊漁なら、もう漁があろうがなかろうが、お金が入るだけん。

〔中村委員〕確実だ。

〔灘本会長〕そらあ、みんながやりたいなと思う気持ちはあるんですけど、そこの趣旨がね。

〔山根委員〕そうですね、難しいですよ、その、この線引き、線引きじゃないけど、この。

〔灘本会長〕うん。線引きがすごく難しい。もう、結局、その漁協単位もあるだろうし、もう県としての方針もあるし、そこの漁協の方針もあると思います、所属している。

〔佐々木委員〕今、境では、運営委員で話し合ってるね、7・3とか、6・4とか、本業をね、6割、7割やってで、やって、遊漁をちょっとやるぐらいだったら。

〔山根委員〕やるかっていうところなんです。

〔佐々木委員〕うん、うん。

〔山根委員〕やるのかっていうところが、どうしてもね、その個人差があったりとか。

〔湯口委員〕決まってないのかな、半々。半分以上はイカ獲りで、イカを500万上げたら、遊漁だったら、450万か、半分以下に抑えるって。

〔佐々木委員〕いや、あれ、半分以下じゃなくてもいいんだけど。

〔湯口委員〕それ、そういう話聞いたんですけど、そうかな、太田くん。

〔灘本会長〕多分、多分ね、それ。

〔佐々木委員〕漁船保険、漁業、漁業補償の問題。

〔灘本会長〕その地区地区で、また違ふとかならへんかな。

〔氏水産振興局長〕もともと、そもそも円滑化事業の話なんですけども、それ自体っていうのは、もうほぼ、漁業者をやっぱ育てるための、もともとのものですので、当然、その遊漁を育てるための補助金ではないっていうことは、まず大前提にあって、ただ、やっぱ、昔こんなに遊漁が増えてくるっていうのは想定してなかったんで、昔の制度っていうのは、結構緩いんですよ。それで基本的にはできてたと。ただ、そうすると、先ほど言った、いろんな事情が出てきたので、昨年から、今年度からか。

〔太田課長補佐〕そうです。

〔氏水産振興局長〕今年度から、その要綱のほう見直しをしまして、そういった遊漁だけでやる場合は、補助金返還の対象になったりっていうような、そういういろんな制度をちょっと付け加えて、今やってるところなので、それ、新しい方に関しては、そういったことはないだ

ろうなとは思ってます。ただ、現状、今やとられる方については、その対象にならなかったりってこともあるので。

〔湯口委員〕そうですね。飯が食えんと、生活できんとね、何とかして。

〔氏水産振興局長〕そうですね。その一方で、やっぱりそういった遊漁も併用してやっていかなければ飯が食えないという、言わば、そういう御意見もありますんでね、これからも、やっぱりその制度っていうのは、ちょっといろいろと見直していかなといけんのかなっていうところも。

〔湯口委員〕ああ、そうか。

〔氏水産振興局長〕ちょっと考えは。

〔湯口委員〕決まってない。

〔氏水産振興局長〕っていうことはありますんで。だから。

〔湯口委員〕ああ、決まっとると、うそか。そういうふうに聞いただけだな。

〔氏水産振興局長〕いや、もう今回、新しいほうに関しては。

〔太田課長補佐〕新しいほうは。

〔氏水産振興局長〕そうですね、決まっていますね。

〔湯口委員〕いや、うちも、そういう人を雇ってたんですわ。去年、おとし、3年、あれで。そうしたら、どうしても御飯が、もうイカー一本だったら。そのときに、何か遊漁を、だけえ、イカー獲りで300万もうけたら、遊漁だったら、290万ぐらいに抑えたら、それでいけるかなっちゅう。

〔太田課長補佐〕新しい人です。

〔氏水産振興局長〕新しいほうだね。

〔太田課長補佐〕うん。それはそう、そうです、うん、はい。

〔湯口委員〕そういう制度に。

〔太田課長補佐〕そう、新しく、そういう具合になって。

〔湯口委員〕ああ、新しくね、そういう制度に、ねえ、太田くん、そういう。

〔太田課長補佐〕はい。

〔湯口委員〕話は聞いたんですけどね。

〔太田課長補佐〕ただ、既存のところに関しては、やはり、そのリース元が漁協さん、リース組むなら、組合になるので、やはり、そのリース元のところがルールを示してあげればいいんだと思います。なので、少なくとも何割は漁業をしてくれといったところが、やっぱりその各地区、各地区で、やっぱり情勢が違うと思いますので、各地区の運営委員さんのほうで提示していただいて、それを守らせるというような形がいいのかなというふうに思いますね。

〔湯口委員〕そうです、なら、組合の、リースでも、組合の船だけなあ。

〔太田課長補佐〕そうです、そうです。

〔湯口委員〕うん、うん。

〔太田課長補佐〕組合の持ち物ですから。

〔湯口委員〕組合の持ち物だでな、あれは。

〔佐々木委員〕組合のだもんねえ。

〔灘本会長〕結局ね、漁があるなら、もう、どここのところもそう。

〔湯口委員〕そうそう。

〔太田課長補佐〕なので。

〔灘本会長〕そういう制度だったけん。

〔太田課長補佐〕だから、もう一律遊漁駄目とは僕らも言い切れないところ、要は漁業というか、海に出てもらうのは、やっぱり続けていただきたいというところもあるので。

〔灘本会長〕現実、うちの港も、その制度で新たに漁師されてた人が、もう、もう駄目言って、もう辞めてしまいなって、海は、まだ船がね、置いてある状態なんですけど。

〔佐々木委員〕あれ、組合の船だけん。

〔灘本会長〕そう、そう。その組合の船だけん。

〔佐々木委員〕あの船は、次の担い手の。

〔灘本会長〕いや、まだ聞いてない。

〔佐々木委員〕何か行くって話だったけど。

〔灘本会長〕もうだけえ、今、研修に来てる人は、もう大社のほうから船を買ってきとんるけん。だけえ、そっちの船で。誰かが、なら、ほかに、ああ、そうか、定置に今乗っとるのが1人おるぐらいです、それに行くかもわからん。もうとても払えませんいうことで。

〔太田課長補佐〕いやいや、本当に。

〔灘本会長〕まあいい、おまえ、お客でもすりゃあええがな言ったら、そんな、それもようしませんというようなことで、結局辞めてしまったんですけどね。

〔氏水産振興局長〕そうですね。リース元が多分、県漁協さんになっとられるんで。

〔灘本会長〕うん。

〔氏水産振興局長〕それは県漁協さんが受け取って、次に回すのか、いろいろ考えられることだなあとは思いますが。

〔湯口委員〕そうか、県漁協だもんな。

〔氏水産振興局長〕そうですね、ええ。新しい制度では、ちゃんとなってますんで。

〔佐々木委員〕新しい制度がね、なっちよる。

〔氏水産振興局長〕ええ。一応、相談員さんとかが間に入って指導されてる。

〔佐々木委員〕相談員さんとか知っちゃうだけどね、それまでの分がね、すっぽかしになっとって、今。

〔湯口委員〕ああ、そうか。

〔佐々木委員〕そうです、そうです。

〔太田課長補佐〕なので、今だと規定がないんですね。この縛りというか、漁業を絶対何日間やりなさいとか、そういうようなものは、特には。

〔灘本会長〕でも、こんな漁なら、無理して、おまえ、漁師せえって言われんで、こんな。つらいで。

〔太田課長補佐〕そうですね、そういうのもありますけど。

〔臼田事務局長〕 ちょっとリース船とは、ちょっと別の話なんですけれども、漁船登録におきましてもですね、遊漁をほとんどやってる方が、漁船登録をですね、希望されて、その辺が、漁船保険に入ったりとか、事故によって保険事故が発生するとか、そういったことが発生しておりまして、こちらについては、漁業者が遊漁をするというよりは、遊漁業者が漁船登録を希望するというふうなですね、ことが見受けられますので、そちらについてはですね、漁船登録の審査基準ですとか、漁業者の方が、決して漁船登録できないとか、そういったことはございませんけど、明らかに遊漁者の方がですね、漁船登録を申し込んでこられることもございますので、審査基準のほうですね、定めていきたいと考えて、ちょっと今議論を始めているところでございます。

〔佐々木委員〕 そうだな、そうだ。

〔湯口委員〕 ほんだなあ、それもあるでなあ。

〔佐々木委員〕 おまけに、TT（漁船登録）がついてないと、トローリングができませんね。

〔太田課長補佐〕 そうそうそう、そうなんです。だから。

〔佐々木委員〕 それで申請してくるだけえ。

〔太田課長補佐〕 そうなんです。境のほうは、それが、外江のほうは、特にそれがあるんです。

〔灘本会長〕 わしらみたいなのは、こまい港は、もう結局、もう漁船しか置かれんけん、おのずと、もう漁船登録せな、船自体が持たれんけんね。だけど、やっぱり、遊漁船だけの船があるわけだな、漁船じゃなくて。

〔佐々木委員〕 遊漁船っていうのは、年間幾らとか組合に払って、出る。

〔灘本会長〕 いや、うちのところはね、結局、遊漁船自体はないんで、漁船、漁船で、時期的な、そうだけど、一緒なような感じで遊漁をやっとる、遊漁兼をやっとんなる人があるんだけど、それは結局、1回積んだら幾らというようなやり方で。

〔湯口委員〕 そういう規制は、いつから始められる、なっとられるですか。

〔太田課長補佐〕 今年度じゃなかったですか。

〔氏水産振興局長〕 今年度か。

〔太田課長補佐〕 今年度からですね、はい。

〔佐々木委員〕 ああ、1人幾らって。

〔氏水産振興局長〕 ええ。

〔太田課長補佐〕 要は。

〔佐々木委員〕 もう共通にってしまう。

〔太田課長補佐〕 漁業と遊漁の割合とかいう縛りは、今年度からですね、はい。

〔灘本会長〕 ああ、そのさっき言われた縛りのじゃないと、お金は貸せませんいう。

〔太田課長補佐〕 そうそうそう。要は補助対象にしませんよというところ、そうですね。

〔佐々木委員〕 それで、1人の料金も今、鳥取県共通になるの。

〔太田課長補佐〕 いや、1人の料金っていうのは、遊漁の手数料とかは、遊漁の手数料は、まだね、全部一律にはなってないですけど。

〔灘本会長〕 県漁協は1つに絞られるように努力しとるけど。

〔太田課長補佐〕県漁協として目安が出てます。要は、販売手数料と同等の額を、遊漁の協力金を、その価格にしようっていう形で動きはありますけど。

〔佐々木委員〕要は、その。

〔太田課長補佐〕赤碕は赤碕でありますし。

〔山根委員〕水揚げで、1箱8%、8%なんですよ。

〔灘本会長〕うん。

〔山根委員〕赤碕は1箱というか、トロ箱で。なので、1人が8%です。その1人当たりが八百五十幾らになるのかな、消費税入れて。それが1人乗せたら、1人分っていうので、毎月、もう何人乗せたっていうのを取って、5日以内に全員申請するっていうので、もう漁、赤碕町漁協は、もう乗せたら、港っていうか、漁協に落ちるように。

〔湯口委員〕田後もそうですよ。

〔山根委員〕県漁協もじゃない。

〔太田課長補佐〕田後もパーセントで。

〔湯口委員〕うん、パーセント。

〔灘本会長〕御来屋も、だけえ。

〔山根委員〕水揚げ、水揚げ換算。

〔灘本会長〕もう大体、もう8%換算でやっとする。

〔湯口委員〕付近で、ちょうどその8%かな、8%だでな。

〔太田課長補佐〕県漁協は一律。

〔灘本会長〕昔は手数料なり。

〔太田課長補佐〕そうです、そうです。

〔灘本会長〕8%計算でやっとするという。

〔太田課長補佐〕まだ一律にやってないので。

〔佐々木委員〕そうして、10人乗せて帰っても、俺は9名しか乗せてないって言うやつはおるだ。

〔灘本会長〕いや、もう、もう、だけえ、そりゃあ良心に従わんと。

〔山根委員〕だけど、入れてないよねっていう人は目立ってきちゃうんですよね。何かしてるっていうのは、目立ってきちゃうっていう。

〔灘本会長〕うん。だけえ、1隻とかだったらあれだけど、やっぱりグループみたいにやっとなれば、大体もう悪いことはできんようにならへんかとは思うけど。

〔湯口委員〕これは、各漁協で決めれるわけだけなあ。

〔太田課長補佐〕そうですね。

〔湯口委員〕うん、ねえ。

〔太田課長補佐〕許可証みたいな形なので。

〔灘本会長〕だけえ、それを、県漁協は一括、1つにまとめましょうかいう話で、そのような話なんですけど。

〔湯口委員〕ああ、田後なんかはね、全然、もう。網代も、なあ。

〔田中委員〕網代。

〔灘本会長〕うん。

〔太田課長補佐〕網代とかもうなってるんですけども、実は、中山とかが協力してもらえてなかったりするんです。なので、まだ、まだ一律ではないっていうところです。

〔山根委員〕値段が違ったりするのかなんとか。境と鳥取がないのかな、その。漁協についていう。

〔太田課長補佐〕そうですね。要は漁協に所属してない方々がいるんで、その。

〔灘本会長〕今、漁船登録してない、組合員でもなくて、遊漁だけで船をやっとるという人がおるだ、これ。

〔山根委員〕ここの線引きもちよっと難しくなってるんじゃないかな。

〔太田課長補佐〕いや、だから、そうなんですよ。

〔山根委員〕地先権のあそこの川は何なんだとかっていうところで、やっぱり難しいですよっていうのが、だから、その辺がね。

〔灘本会長〕うん、難しいね。

〔山根委員〕やる気度でもないですけどね。もう半分に、遊漁な船に、船出ますかって言ったら、漁では、そんな出ないとかなんですとかって言ってね。

〔灘本会長〕ああ。

〔山根委員〕やっぱり、やっぱり遊漁のほうされるんかなと。

〔灘本会長〕やっぱりこまい港は、やっぱり漁してもらわんと、港が運営できんもん。みんなが、みんなが遊漁になっちゃったら、組合の運営が。

〔佐々木委員〕販売手数料が入ってね。

〔灘本会長〕そう。やれんようになるけん。

〔湯口委員〕何人おるだ。

〔佐々木委員〕やれるんだけえ。1人。

〔灘本会長〕これも難しい話だなあ。個人はいいけど、もう組合経営がやれんようになってくる。

〔田中委員〕1隻かあ。あの小さい船やあが乗せて出とらあへんだか。

〔中村委員〕小さい船も乗るかなあ、あそこら辺。

5 その他

〔田中書記〕じゃあ、すみません。今、その他のところっていうことでよろしいですかね。事務局のほうから、ちょっと2点お話をさせてください。

〔灘本会長〕はい。

〔田中書記〕まず、1点目が、ズワイガニの漁期のほうが決定いたしましたので、お手元の、右肩に情報提供と書いてある資料のほうを御覧ください。

田中書記が情報提供の資料に沿って説明した。

〔田中書記〕ちょっとこういったところですね、流通ですとか、小売りに少し影響が出てくる

のかなと思っているところなのですが、井本さん、何かコメントいただければ。

〔井本委員〕そうですね。例年、もう9月に入った段階で、松葉がにと親がにの事前予約販売っていうのをされていて、それを毎年楽しみにされているお客様が多いので、若松葉も例年やってるんですけども、今回、先日の店長会で、この20日までには終わるっていうのと、その枚数のことで、事前予約販売は中止しようっていう、確保できないだろうっていうことで、中止になるんですけども、やっぱりこうやって寒くなってくると、特に鳥取出身で県外に住まれている御高齢の方とか、やっぱり、今は若松葉というか、水がに、それを楽しみにしてるんだ、今年あるっていうのを、お電話でかかってきたりとかしてるので、ちょっとうちの事務局としては、それは悩ましいところで、どうにかならないかなって思ってるんですけど、店長さんとか、無理だろうっていうことになってます、はい。

〔田中書記〕なかなかそうですね。

〔井本委員〕はい。

〔田中書記〕食文化ですとか、松葉がにっていうと、なかなかちょっと高いカニですので。

〔井本委員〕そうですね。

〔田中書記〕手が出にくい。

〔井本委員〕はい。

〔田中書記〕ただ、若松葉だと、それに近いもので、比較的リーズナブルなので、庶民の味としてね。

〔井本委員〕はい。そうです、そうです。

〔田中書記〕親しまれているっていうところで、やっぱり文化に根差したところもあるんですが、やっぱり資源っていうところを考えると、少しでも守っていききたいっていう漁業者団体のほうの考えというところもありますので、ちょっと。

〔井本委員〕悩むところです。

〔田中書記〕御協力をいただければと思っておるところです。

〔井本委員〕はい。

〔田中書記〕また、ちょっとそういったものに関係するお話ではあるんですが、日本海西部というところはですね、特に石川から鳥取までのこの府県っていうのが、古くからズワイガニを獲っていて、漁業者自らが資源管理をしながら、ズワイガニの資源をですね、自ら守りながら漁をしてきたということをやってきております。そういった、この5府県ですね、石川から鳥取までの5府県が連携した、ズワイガニのPRをやろうということで、今年度からですね、5府県連携PRというものがスタートしております。漁業者自らが資源管理に取り組みながら、高品質なものを出してきました。ですので、ふだん、しょっちゅう、しょっちゅうは、松葉がに、ズワイガニとか買えないですけども、晴れの日には、ぜひ、この日本海の西部で獲れたズワイガニを選んでいただきたいなということで、こういった連携PRのほうを、漁業者団体、また、行政も協力してやっていますので、また何かどこかでお見かけされた場合は、応援していただけると非常にありがたいなと思っております。はい。すみません、長くなりました。

あと、もう一点が、次回の海区の開催日についてです。12月の4日～17日の間で開催できたらと思っております。ちょっと個別に御予定のほうを伺わせていただいておりますが、まだ伺っていない委員の方、会が終わりましたら、お話を伺わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

〔灘本会長〕 今年は、北海道のこれは、どげになっとるだろう。また入ってくるんですか。

〔太田課長補佐〕 実は、漁期前に入ってきておまして。

〔灘本会長〕 もう入ってる。

〔太田課長補佐〕 スーパーとかにも売られてる状態もありますし、鳥取市で結構有名なカニを食べさせるお店のところとかにも、実は、そのカニ丼が出てたりとか、しかも、それがインスタとかで画像ついて出てきたりとかしてて、一時期ちょっと、わーわーとなったところです。ただ、北海道のオオズワイガニ自体は、自分の見立てですけど、今シーズンで多分終わると思ってます。もうほぼほぼ下火になってくると思いますので、今年までが踏ん張りどころ。

〔灘本会長〕 ここでは、まだあんまり見んもんね。

〔太田課長補佐〕 いや、それはね、ベニズワイがあるからなんですよ。

〔灘本会長〕 ああ、そうか。

〔太田課長補佐〕 紅がにがあるところは、紅がにのほうが値段が安いし、やっぱり食べ慣れているので、そっちを選ばれるので、どちらかというと、県東部のほうに来るというような形になっております。

〔灘本会長〕 去年はいっぱい見とったけど、今年見んもんね、まだ。

〔太田課長補佐〕 なので、絶対量が多分もう減ってきているっていう形です。たまたま特異的にばっと増えたやつが、こちらのほうに押し寄せてるのが、黒船がやってきたみたいな形になったんですけど、それもあってですね、今回5府県で連携して、改めて日本海のズワイガニをPRしようというような新しい動きも出ておりますので、悪いことばかりではなく。

〔灘本会長〕 地産が、今な。

〔太田課長補佐〕 そう、頑張ってやっていこうとしているところでございます。はい。

〔灘本会長〕 分かりました。じゃあ、何かほかにありませんか。ないので、なら、事務局お願いします。

6 閉 会

〔臼田事務局長〕 はい。ありがとうございました。

そうしましたら、議論も尽きたようでございますので、本日の委員会のほうを終了いたしたいと思います。誠にありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和7年10月31日

議長会長

署名委員

署名委員